美浜町告示第20号

令和元年6月24日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による知多郡美浜町条例制定請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により条例制定請求者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和元年6月24日

美浜町長　齋藤宏一

１　条例制定請求代表者の住所氏名

知多郡美浜町■■■■■■■■■■■　谷口義則

２　請求の要旨

現在、美浜町には23基の風力発電所の設置計画があり、これらを放置すれば、風車の倒壊、羽根の折損・飛散、騒音・低周波の発生等の事態により住民の安全な暮らしが脅かされる。これらの影響に加えて、豊かな自然景観の破壊、緑地の破壊、鵜などの海鳥を含む生態系への影響も憂慮される。美浜町は、2018年7月、小形風力発電施設設置に関するガイドラインを制定したが、法的拘束力を欠くため、今後の建設や既存発電設備の稼働規制等に至っていない。

小形風力発電設備は、大型風力発電設備と異なり、原則建設予定地が公表されないため、住民や町が気づかないまま建設に至る。また、環境アセスメントが適用されないため、住宅近くの建設計画において、その影響を予測し、未然に防ぐことも、さらに被害の発生後にこれを軽減させることも困難である。実際に美浜町奥田地区に建設された小形風力発電設備は、景観被害、騒音被害、シャドーフリッカー被害（影の明暗が住宅内に侵入）、日照被害等が発生しており、住民の日常生活に支障を来たしている実態がある。にもかかわらず、上記ガイドラインの運用ではこれらの被害に対し全くの無力と言わざるを得ない。

以上に鑑み、住宅近くの風力発電を規制する条例の制定が急務であり、美浜町長に対し、議会に制定の可否を審議するよう求めるものである。